

# 電子オルガン編曲利用規約

2025/03/12

本規約は、フォスターミュージック株式会社(以下「当社」)が提供する電子オルガンでの編曲利用に関する規定を定めるものです。

## 基本原則

- 楽譜の著作権および所有権は当社に帰属し、お客様は定められた期間内にのみ指定された楽譜を演奏する権利を有します。
- 許可なく所有し続けたり、申請内容と異なる改変を行うことは認められません。
- 1団体につき1契約とし、複数団体や複数の演奏形態での利用はできません。

## 演奏や録音等に関する著作物使用料について

- レンタル料金には著作権使用料は含まれておりません。
- 日本音楽著作権協会(JASRAC)が定める著作権使用料を別途お支払いください。
- 演奏や録音時には、必ず楽曲名・作曲者名(編曲作品の場合は編曲者名を含む)・出版社名をJASRACに届け出て、所定の著作物使用料をお支払いください。
- コンサート等のプログラム・パンフレットには、楽曲名・作曲者名(編曲作品の場合は編曲者名を含む)を記載してください。
- 編曲された作品(二次著作物)に関する全ての権利は当社に帰属します。編曲者には権利が発生しません。また、著作権者(当社)の許可なく販売・譲渡・貸与することは禁じられています。

## 利用期間について

- レンタル楽譜の利用期間は演奏許諾書に記載の通り1年間です。許諾期間終了後は、許諾された編曲の演奏をすることはできません。
- 販売楽譜の利用期間に制限はありませんが、申請内容と異なる用途で演奏する場合は再申請が必要です。

## レンタル譜のご返却について

- レンタル楽譜は演奏許諾書に記載された期限内にご返却ください。
- 返却時の送料はお客様負担となります。

## キャンセル・返品交換について

- 楽譜発送後のキャンセルおよび楽曲の変更はお受けできません。

## 無断複製の禁止

- レンタル譜を含む楽譜の無断複製(機械によるコピー、手書きによる複写、耳コピーなど)は、著作権法で禁止されています。

## 第三者の使用禁止

- 楽譜の使用は契約団体(または個人)に限られ、それ以外の第三者が使用することはできません。
- 契約団体以外での使用が確認された場合、契約違反として違約金の支払いを求め、契約期間に関わらず全ての楽譜を直ちに返却いただきます。また、契約外の団体にも損害賠償を請求いたします。
- 重大な違反が確認された場合、今後の契約をお断りする場合がございます。

## 紛失・破損について

- レンタル楽譜を紛失・破損された場合、状況に応じて修復費用を請求いたします。

## 編曲内容について

- コンクールなどの演奏時間制限によりカットを伴う場合は、別途ご申請ください。尚、調性の変更、前後の入替えなどの構成の変更、カット箇所をつなぎに伴う和声やリズムの変更など、原曲を著しく損なう編曲については許諾致しかねます。予めご了承ください。
- 著作権者より求められた場合、電子オルガン編曲されたスコアおよび音源の提出をお願いいたします。

---

本規約の遵守にご協力いただき、円滑な運営にご理解賜りますようお願い申し上げます。